

NEWS RELEASE

平成 29 年 2 月 6 日

お客さまへ

株式会社 栃木銀行
取締役頭取 黒本 淳之介

「復職制度」の導入について

株式会社栃木銀行（取締役頭取 黒本淳之介）は、職員のライフサイクルに応じた、仕事と家庭のバランスのとれた働きやすい職場環境を作ること、および「働き方改革」への取り組みとして、下記のとおり「復職制度」を新たに導入しますのでお知らせいたします。

記

1. 目的・特徴

- （1）結婚・出産・育児・介護・転居などの理由により当行を退職した方に対し、当行で再び活躍していただくことを目的とした制度です。
- （2）退職時の資格・役職での復帰により、フルタイムで働くことを可能にすることで、キャリアを途切れさせることなく、在職時に培ったスキル（知識・経験・資格など）をすぐに発揮することができます。

2. 対象者（以下の要件をすべて満たす方）

- （1）当行在職時、正職員または準職員であった方
- （2）結婚・出産・育児・介護・転居などの理由により当行を退職した方
- （3）当行を退職してから原則として5年以内であること
- （4）当行での勤務年数が原則として3年以上であること

3. 処遇

原則として退職時の資格・役職となります

※退職時と同等の能力を有していると認められる場合とします。

※書類・面接などの選考により個別に決定します。

4. 制度導入時期

平成 29 年 4 月 1 日

以上